

相談急増「ロコ・ロンドン取引」

－「勧誘されてもかかわらない」「絶対にお金を預けない」－

国民生活センターは、2007 年（平成 19 年）1 月、『新手の投資話「ロコ・ロンドン金」に注意』をホームページに掲載し、いわゆる「ロコ・ロンドン取引」について、消費者に対する注意喚起¹⁾を行った。

その後、昨年 6 月には特定商取引法施行令が改正され（2007 年 7 月 15 日施行）、これらの取引等の仲介サービスが、特定商取引法の規制対象²⁾となった。

当センター及び全国の消費生活センター等に寄せられた当該取引に関する相談は、2006 年の下期から入り始め、2007 年度は前年度の 3.6 倍に急増した。2007 年度末日時点における累積の相談件数は 1,209 件に達しており、特定商取引法による規制後も、相変わらず相談が寄せられている。

また、そのトラブルの内容は、かつて法規制の隙間を突いて広範な消費者トラブルを引き起こした「外国為替証拠金取引」³⁾における被害のパターンと酷似している。

そこで当センターは、消費者への更なる注意喚起を行い、トラブルの未然防止等に努めることとした。

なお、近時、取引の名称に「ロコ・ロンドン」ないし「金」という語句を用いていないケースが見受けられる。取引の対象となる貴金属は「金」だけでなく、「銀」や「プラチナ」となることもあるが、ここでは、海外市場の貴金属の現物取引価格を指標として証拠金取引を行う「投資商品」で、一般消費者が勧誘されている「商法」を総称して、「ロコ・ロンドン取引」と呼ぶこととする。

1. 取引の仕組み

「ロコ」とは「・・・において」あるいは「・・・渡し」という意味である。したがって、「金のロコ・ロンドン」とは、「ロンドンにおいて金を受け渡しする取引」という意味である（「銀

¹⁾ 国民生活センターホームページ http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/locoLondon.html を参照。

²⁾ 経済産業省ホームページ <http://www.meti.go.jp/policy/commerce/a00/2007/0131.html> を参照。

³⁾ 金融庁ホームページ <http://www.fsa.go.jp/ordinary/iwagai/index.html> を参照。

や「プラチナ」でも同じことであるが、便宜上「金」で説明する)。

ここで取り上げる「投資商法」である当該取引は、顧客が金の現物を手にすることはない。日本弁護士連合会の意見書(『「ロコ・ロンドン金取引」商法の被害に関する意見書』2007年3月16日)では、以下のように取引の仕組みが説明されている。なお、〈 〉内は、当センターが補足した内容である。

顧客は、業者に対して、ロンドン渡しの金現物 100 トロイオンス(1 トロイオンス=31.1035 グラム)を1取引単位とする最低取引単位当たり 50 万円(50 万円と設定している業者が多いが、業者により異なる。)の「証拠金」または「保証金」を支払って、ロンドン渡しの金を売買したと同様の(差金決済を行う)地位(以下、「ポジション」という。)を取得し、任意の時点で当該地位(ポジション)と反対の取引(「買いポジション」なら転売、「売りポジション」なら買い戻し。)をすることによって生じる観念上(机上の計算)の差損益について差金の授受を行う。

また、顧客は、取引を行う(金の空売りをする)ことにより、1取引単位当たり1日数百円の「スワップ」と称する「金利」を得ることができる(ポジションによっては、この「スワップ」を支払うことになる場合もある)とされている。

なお、差金決済指標となる「ロンドン渡しの金」の価格は(「ロコ・ロンドン金取引」が相対取引であるから当然であるが)、業者が任意に設定し、かつ、同取引のために決せられる必要がある「為替レート」も上記「スワップ」も、業者が任意に設定するものとされている(「外国為替証拠金取引」では、「インターバンク市場のレートに極めて近い当社レートで取引可能」などと説明されているが、「ロコ・ロンドン取引」を行う業者は、自社が提示する価格がどのように決まるのかについて、説明していない例が多く、価格の正当性や透明性に疑問が残る)。

また、1取引単位当たり、5万円程度の「手数料」(ポジション取得時、決済時の往復の金額)及びその5パーセントの消費税が徴求されることになっている。

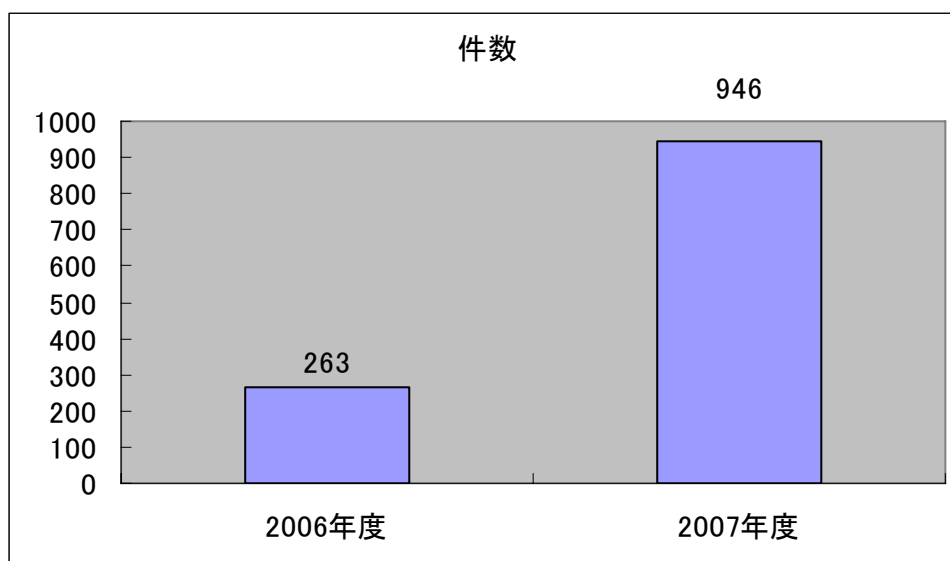
2. 相談件数等

(1) 相談件数

PIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム)に登録された「ロコ・ロンドン取引」に関する相談件数の推移は、2006年度:263件、2007年度:946件で、昨年7月より特定商取引法による規制が実施されたが、相変わらず相談が寄せられている。

なお、2007年度末日までの累積の相談件数は1,209件である(2008年5月15日現在)。

「ロコ・ロンドン取引」に関する相談件数の推移



- 1) 2008年5月15日までのPIO-NET登録分。いわゆる「ロコ・ロンドン取引」やこれに類似する貴金属証拠金取引等に関する相談を集計したもの。
- 2) PIO-NETとは、国民生活センターと全国の消費生活センターをオンラインネットワークで結び、消費生活に関する情報を蓄積しているデータベースのこと。

(2) 契約当事者

以下は、PIO-NETに登録された1,209件の相談を分析したものである。

1) 契約当事者の年代

契約当事者のうち、60歳以上の者が約70%を占める。80歳以上の契約当事者が200件近くに及んでいる。

20歳代：5件（0.4%）、30歳代：48件（4.0%）、40歳代：82件（6.8%）、50歳代：174件（14.4%）、60歳代：261件（21.6%）、70歳代：402件（33.3%）、80歳代以上：195件（16.1%）、不明：42件（3.5%）

2) 性別

女性が多い。

女性：827件（68.4%）、男性：372件（30.8%）、不明：10件（0.8%）

3) 職業等別

無職：530件（43.8%）と家事従事者：392件（32.4%）で76.2%を占める。

以下、給与生活者：154件（12.7%）、自営・自由業：68件（5.6%）、不明：65件（5.4%）

(3) 契約金額

累積の相談件数 1,209 件の平均契約金額は約 412 万円である。100 万円以上 500 万円未満のゾーンが 638 件と、全体の約半数を占める。なお、最も高額な契約金額は、6,250 万円であった。

3. 主な相談事例

【事例 1】

「毎日“金利”がもらえる」と説明されて取引の仕組みはよく分からないまま金への投資を申し込んだが、支払った金額の半分以上を失った。

電話で勧誘され、自宅に来た営業担当者から説明を受けて申し込んだ。「金の価格が下がる」と言われて“売り”から始め 300 万円を業者に預けた。すぐに 90 万円の利益が出たとして、追加投資を勧められ、さらに 200 万円を預けた。しかし、相場が反転し金の価格が値上がりしたため、損失が出たという。

(70 歳代 男性 無職)

【事例 2】

「これからは下がるしかないから“売り”から始めれば儲かる」と勧められて、金の証拠金取引を契約したが、投資した金額を超える損失が出た。

何回も電話があり熱心に勧められた。仕組みも分からないためその都度断ったが、「ていねいに教えます」との言葉に動かされた。「1 日 500 円の金利が必ず入る」「絶対に損はさせないから任せてほしい」と言われ、家族に内緒でお金を預けた。取引報告書の内容は理解できず不安になって決済を求めたが、「良い時に買っているので、もったいない」と言われた。先日業者から、「相場の変動により預かった 50 万円は全額損失となった。それでは足りないので、さらに 22 万円払ってほしい」と電話があった。納得できない。

(70 歳代 女性 無職)

【事例 3】

「ロンドンの金の取引が非常に有利。毎月金利が入る」と勧誘を受けて金の証拠金取引を契約したが、大損した。

「300 万円を出すと毎月 10 万 8000 円が口座に振り込まれる」との電話があり、何回か断った。しかし、通院でお金が減っていく不安があり、150 万円を用意して駅前の喫茶店で業者の担当者と会った。「もう少し出せないか」と頼まれ、銀行で預金を下ろして合計 220 万円を渡した。2 週間後、「大手商社が金を売りに出した。めったにないチャンス」との電話があり、さらに 300 万円を業者に渡した。その後、「取引の結果 8 万円しか返せない」と業者から連絡があった。

(70 歳代 女性 無職)

4. 相談に至るまでの経緯

業者は、どのように消費者を勧誘するのか、取引内容の説明や個別の取引はどのような流れで行われ、その結果、どのようなトラブルとなるかについて、相談事例を分析したので、段階を追って説明する。また、段階ごとの対処法も併せて紹介したい。

【トラブルに至り、当センターや消費生活センター等に相談が入るまでの流れ】

勧誘の場面 ⇒ 契約・証拠金の預託の場面 ⇒ 取引の場面 ⇒ 相談窓口へ

(1) 勧誘の場面

・業者から消費者への最初の接触は、電話ないし自宅訪問である。

ある日突然、聞いたこともない名前の業者の営業担当者から電話がかかり、「**金相場が上昇している。金取引に興味はないか**」「**とても有利な投資の話がある**」などと、説明を始める。自宅をいきなり訪問してくる業者もいる。

電話勧誘の際、来訪の約束などをしなくても、「**他のお客さんの件で近くまで来ている。ぜひ会いたい**」などと強引に押し掛けてくるケースもある。

また、業者に知名度・信用度がないためか、最初の勧誘電話の後に、大手銀行の担当者をかたる電話が入り、「**その会社は関西で屈指の投資運用会社です**」などと、“サクラ”を仕込んだと思われる事例もある。

総じて、勧誘の手口は巧妙かつ執拗なので、十分な注意が必要である。

☆トラブルにあわないために

- ・自分にかかわっても時間の無駄であると思わせることが大事
- ・付け入る隙を与えない。

ここで、「**興味も、関心もない**」とはっきり断れば、大抵のケースは次のステップへとは進まない。自分にかかわっても時間の無駄であると思わせることが大事である。

少しでも関心があるようなそぶりをみせてしまうと、業者は何とかして自宅への訪問の約束をとり付けようとする。また、知らない業者の担当者を自宅に招くことは、防犯上もリスクが高いと認識しておくべきであり、訪問を許すべきではない。あらかじめ業者が消費者宅の住所を調べている場合もあるが、「**資料を郵送したいので、住所を教えてください**」などと言ってきた場合には、安易に教えてはならない。

業者がいきなり自宅へ訪問してきた場合は、インターホン越しに対応し、自宅の中に入らせたりしない。一人暮らしの場合は特に注意したい。営業担当者は、契約が取れるまでは何時間でも粘る。インターホンを鳴らしても取り合ってもらえないのが普通なので、

話を聞いてくれれば、“脈あり”として何としても契約させて、出資させようとする。

「気の毒だ」「失礼に当たる」などと考える必要はない。付け入る隙を与えないのが最も効果的である。

断っても再度電話をかけてくる場合は、「**一度明確に断っているはずですが。消費生活センターに相談するから、会社名とあなたの名前、会社の電話番号を教えてください**」などと対応するとよい。

自宅を訪ねてきて、なかなか帰らない場合は、早く帰ってほしい旨を明確にした上で、「**今すぐ帰らなければ、110番に電話します**」という毅然とした対応が望まれる。

(2) 契約・証拠金の預託の場面

1) 契約の場面

- ・業者は何としてもその場で契約させようとする。
- ・説明した証拠を残そうとする。

取引の名称は業者により異なり、以下のような名称が用いられているが、基本的な取引の仕組みはほぼ同一といえる。

“ロコ・ロンドン”

「ロコ・ロンドン証拠金取引」「ロコ・ロンドン金取引」「ロコ・ロンドン取引」

「ロコ・ゴールド貴金属取引」「ロコ・ゴールド取引」

“店頭ロンドン渡し”

「店頭ロンドン渡し貴金属証拠金取引」「店頭ロンドン渡し貴金属取引」

“スポット”

「貴金属スポット取引」「ロンドンゴールドスポット取引」「スポット貴金属取引」

「貴金属スポット保証金取引」

“CFD”（「Contract for Difference」の略で、「差金決済」を指す。）

「貴金属現物CFD取引」「海外商品CFD取引」

その他

「GOLD FX」「米ドル建て貴金属取引」「貴金属マージン取引」など

最近の相談事例をみると、取引の名称に「ロコ・ロンドン」という冠をつけるケースが減っているように思われる。

契約書面等をまったく交付しない、取引に関する説明をまったくしないというケースは見られない。しかし、どのような過程を経て価格が決まるのか、顧客の注文がロンドンの市場等に取り次がれているのか、いないのかなど、取引の根本にかかわるような事項が明確ではない契約書面等が多い。また、先物取引などで用いられる専門用語や取引手法に関

する説明図などが多数登場し、先物取引などの経験のない一般の消費者が30分や1時間程度説明されても、取引の仕組み等を理解することはとても不可能と思われる。

業者は、説明責任を履行した証拠を残すため、「取引の仕組みやリスクについて説明を受け、それを十分理解した上で、自らの責任において取引をします」などと書かれた用紙に署名・押印を求め、業者宛に差し入れさせる。後にトラブルとなり、リスク等について「説明されていない」などと顧客が主張した場合は、これを提示するためである。

実際にこれらの書面に署名・押印してしまった場合でも、その際の状況により、効力を否定できる場合もあるのであきらめる必要はないが、その場で契約したり、確認書面等を差し入れることはせず、「一晩考えたい」「家族に相談したい」などと言って、業者を帰らせることが肝要である。

2) 証拠金の預託の場面

- ・業者はとにかく入金を急がせる。
- ・入金前でも、「取引はもう成立している」と勝手なことを言う業者もいる。

契約書類が整えば、業者は即日の入金を迫ってくる。「車で来ているから、今から銀行に一緒に行きましょう」などと、金融機関まで営業担当者が同行するケースが多い。これは消費者が心変わりしたり、誰かに相談してしまうことを嫌うからである。

契約書面を交わしてしまっても、直ちに証拠金を預託する必要はない。中には、「もう金を買ってしまった。絶対に証拠金を入れてもらわないと困る」などと、強圧的言動を弄する業者もいる。

売買は顧客の注文によりなされるものである。業者は「今、商社から売りが出ています。今注文しないと、他のお客さんが買ってしまいます。めったにないチャンスです。買います」などと、強引に同意を求めてくることがあるが、言われるがままに、うなずいたり、同意してはならない。本来は、委託者（顧客）が、①商品名（貴金属）、②価格、③数量、④ポジション（売り又は買い）、⑤注文方法（指値、成り行き）などについて自ら判断し、能動的に注文を出すのが前提だが、上記のようなやり取りだけでも、業者は顧客から注文があったとして、取引を成立させてしまう。

☆トラブルにあわないために

- ・その場では契約しない。署名・押印を求められても応じない。
- ・絶対にその日にお金を預けてはいけない。
- ・とにかく業者には一度帰ってもらい、すぐに信頼できる人に相談し、自分だけで判断しない。

業者から取引に関する一通りの説明を受けても、理解できないのが普通である。理解で

きていないものを契約したり、出資したりすることは、後に必ずトラブルとなる。

業者はプロである。後でトラブルとなっても、自分たちが有利になるような手法を心得ている。その場で、どのような書面にも署名・押印しない。その日にお金を業者に預けない。とにかく業者には一度帰ってもらう。そしてすぐに信頼できる人に相談し、自分だけで判断しない。後日、業者より再度契約や入金を迫られた場合は、「自分には必要のない取引なので、契約しないし、お金も預けるつもりはない」とはっきりと断る。これを徹底することが、トラブルに巻き込まれない大前提である。

(3) 取引の場面

・最初に利益を与え、2回目以降の取引から大損させるのがパターン

相談事例を分析すると、最初の取引においては、利益が出ていることが多い。これは、業者が意図的に利益を付けて顧客の安心を誘い、更なる出資を持ちかける手段としている様子が窺える。

相談者の取引回数は数回程度が多く、取引期間も半月から1ヶ月半程度が多い。証拠金の増額に応じたり、追い証拠金の預託を迫られて、最終的に預託した証拠金の額が100～300万円程度となることが多く、預託した証拠金の大半、ないしそれを超える損失が発生した段階で、困り果てて消費生活センター等に相談するのがパターンである。

取引の内容をみると、顧客が相場の状況を把握した上で、能動的に発注している様子は窺えず、業者側主導による従属的立場で注文させられている状況が浮かんでくる。業者は相場のプロで、自分のために有利な取引のアドバイスをしてくれていると信じていた相談者も少なくない。仲介サービスであれば、顧客の注文を取り次ぎ、手数料だけを得る形となるはずだが、実際は業者が顧客を相手方とする「相対取引」で、この場合手数料はもちろんのこと、顧客の損失は業者の利益となる構図である。業者は必然的に自己に有利で、顧客に不利なポジションを取得させようとする。

しかし、そのような意図が業者の側にあることはまったく理解していないばかりか、業者から送られてくる取引報告書の読み方すら分からない顧客も多い。

なお、インターネットのホームページを開設して、価格をリアルタイムで提示している業者は見当たらず、業者が約定したとする価格が、常に公正であるとは限らない。

☆トラブルを深刻化させないために

- ・とにかく早めに消費生活センター等へ相談すること。

追加出資をすれば、それだけ被害が深刻化する可能性が高まる。「何とかすれば、後で返金してもらえる」「相場が良くなれば、損を取り戻せる」などと楽観的に考えないことが大

事である。消費生活センター等に相談が入れば、追加出資を求められていても、それを食い止める手段を講じることができる。しかし、追加して預託してしまった場合、「取引上の損失が確定している」などと、頑として返金に応じない業者が多い。業者が返金に応じなければ、法的手段を用いて争うこととなるが、当該取引を取り扱う業者は、免許制や登録制となっておらず、その財務状況の健全度は一般に脆弱と見られ、裁判において勝訴しても、業者に資産が残っていなければ、返金されることは極めて困難である。

なお、消費生活センター等では、特定商取引法に基づくクーリング・オフの主張や、契約締結上の問題点、取引上の問題点などを業者に指摘して返金交渉等を行うが、業者側が速やかに返金に応じるなどの対応は期待できないのが現状である。

5. 問題点

(1) 「不招請勧誘」が禁じられていない

勧誘されるまでは、このような取引の存在すら知らなかった消費者が、ある日突然業者から不意打ち的な勧誘を受け、トラブルに巻き込まれている。

このような取引によるトラブルを未然に防ぐには、法律で「不招請勧誘」⁴⁾が禁じられるべきである。現状において、このような規制が及んでいないことは問題といえる。

(2) 業者に参入規制がない

顧客ひとり当たり数百万円の預託を受けている業者に何ら参入規制がかかっていないことは、大いに問題である。一定の要件を課して、国による登録制とするなど、実効ある業者の規制・監督が必要である。

また、顧客資産の分別管理や販売勧誘時及び取引実行時の行為規制などのルール整備も併せて実施すべきである。

(3) 取引の仕組み自体が複雑で理解しにくく、一般の消費者が手を出すにはリスクが高すぎる

参入規制がない現状から、高い「業者リスク」（公正な取引がなされないおそれ、倒産等により、顧客資産が返金されないおそれ等）が存在する。仮に「業者リスク」が相当程度低減されたとしても、貴金属の相場は多様な要因から価格変動のリスクが高く、さらに、預託した資金の何十倍もの取引を行ったこととする証拠金取引であることからすれば、素人である一般の消費者が手を出すには、かなりリスクが高い取引といえる。

(4) 特定商取引法による規制後も相変わらず相談が寄せられている

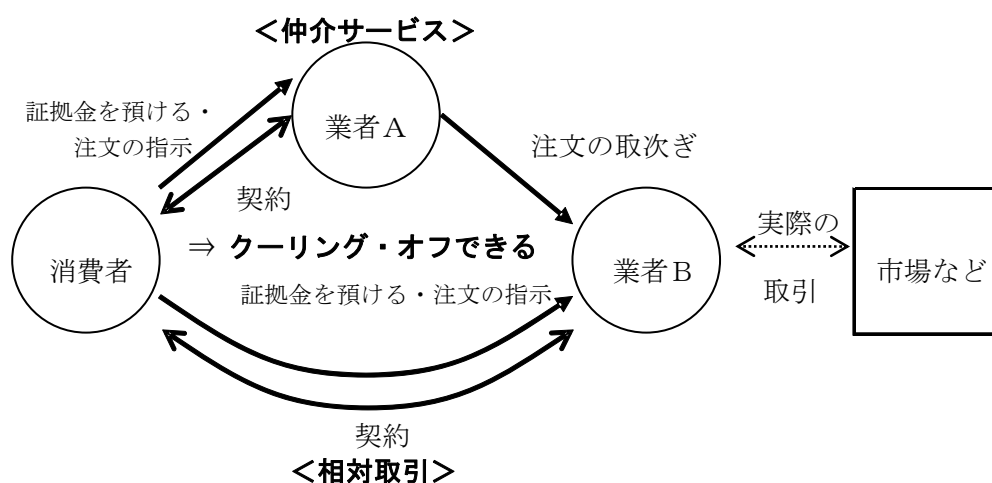
昨年 7 月より、当該取引等の仲介サービスを訪問販売（電話勧誘販売を含む）で行う場

⁴⁾ 勧誘を消費者が要請していないにもかかわらず、業者が自宅訪問や電話により消費者を勧誘すること。

合は、特定商取引法の規制を受け、契約書面の交付等が義務づけられたとともに、不適切な勧誘等が禁じられ、クーリング・オフ制度も利用できるようになった。「問題商法」と認知されて以降、迅速な対応が図られたといえる。しかし、同法による規制後も相変わらず相談が寄せられている。

なお、仲介サービスとは、消費者が業者Aと契約（委託契約など）をし、業者Aは業者Bに消費者の注文を取り次ぎ、実際の取引は業者Bが行う場合、業者Aの業務が仲介サービスにあたる。一方、消費者が業者Bと直接契約し、業者Bが実際の取引を行う場合は相対取引となる（下図参照）。

業者が交付する契約書面の内容からは、「仲介サービス」なのか、「相対取引」なのかの識別が困難なものが多く、問題である。



6. 消費者へのアドバイス

「4. 相談に至るまでの経緯」で、段階ごとの対処について述べたが、ここで改めて、「トラブルにあわないため」、ないし「トラブルを深刻化させないため」のアドバイスについて整理する。

(1) 電話や自宅訪問で勧誘されたら

- ・自分にかかわっても時間の無駄であると思わせる。
- ・付け入る隙を与えない。

⇒自分には「興味も、関心もない」と言って、はっきり断る。

(2) 契約を迫られたら

- ・その場では契約しない。

- ・業者が提示する書面に、署名・押印を求められても応じない。

⇒その場の雰囲気ではっきり断れない場合は、「一晩考えたい」「家族に相談したい」と言って、とりあえず帰ってもらい、後日、業者から契約等を迫られても、自宅に入れたりせず、「自分には必要のない取引なので、契約はしません」とはっきり断ること。

(3) 入金を迫られたら

- ・絶対にその日にお金を預けてはいけない。
- ・とにかく業者には一度帰ってもらい、すぐに信頼できる人に相談し、自分だけで判断しない。

⇒ここが最終防衛ライン。断っても強要されるようであれば、迷わず 110 番する。後日、業者から入金を迫られても、「自分は取引するつもりはないので、証拠金はいっさい預けません」とはっきり断ること。

(4) トラブルとなったら

- ・とにかく早めに消費生活センター等へ相談する。

⇒被害の拡大を食い止めたり、クーリング・オフできる場合もあるので、早めに相談を。

7. 行政の取り組み状況

現在、農林水産省及び経済産業省は、産業構造審議会商品先物取引分科会に「海外商品先物取引等小委員会」を設置し、いわゆる「ロコ・ロンドン取引」を含む海外商品先物取引等に関する制度のあり方等を検討している。

主な検討事項は、以下のとおりである。

- (1) 効果的な法執行を行うための規制（入口規制）のあり方
- (2) 行為規制のあり方
- (3) 委託者資産保全のあり方
- (4) 「海外商品先物市場における先物取引の受託等に関する法律」と「特定商取引に関する法律」との関係
- (5) その他（消費者啓発、関係機関の連携のあり方等）

同小委員会では、本年6月上旬頃までに取りまとめを行う予定である。

8. 行政機関への要望及び情報提供

1) 要望

産業構造審議会で上記のような検討が行われているが、当センターは、経済産業省商務情報政策局商務課に対して、以下の事項を要望した。

- ・「ロコ・ロンドン取引」に関する消費者被害の未然防止・拡大防止のために、早急に必要な法整備を行うこと。

2) 情報提供

内閣府国民生活局総務課国民生活情報室

農林水産省総合食料局商品取引監理官

経済産業省商務情報政策局消費経済政策課

金融庁

参考

正当な取引が実行されたとして、どのような損益計算となるかについて、以下で例示する。

【計算式】

<前提条件>

1 取引単位当たりの証拠金：50 万円

為替レート：1 ドル=105 円

ポジション取得時：1 トロイオンス=900 ドル

ポジション手仕舞い時：1 トロイオンス=860 ドル

「買い」でスタートした場合

860 ドル（売値）－ 900 ドル（買値）＝△40 ドル（1 トロイオンス当たりの差損）

証拠金取引として、100 トロイオンスの取引をしたことになるので、

△40 ドル×100 倍＝△4000 ドル（1 取引単位当たりの差損）

これを円に換算すると、

△4000 ドル×105 円＝420,000 円の損失

（証拠金の 50 万円から損失分の 42 万円が差し引かれて 8 万円のみが返還される）

「売り」でスタートした場合

（逆に 42 万円の利益となり、証拠金の 50 万円に利益分の 42 万円が加算されて 92 万円が返還される。）

（※上記計算では、委託手数料、スワップは考慮していない。）